

# 第5期熊本県障がい者計画（計画期間：平成27年度～平成32年度）の概要

## 【計画の性格】

- ・ 障害者基本法に基づき都道府県が策定する障がい者施策に関する基本計画
- ・ 障がい福祉サービス等の必要な量を定める熊本県障がい福祉計画と一体となって、県の障がい者施策を推進

## 【計画の特徴】

- ・ 障がい当事者自らが計画策定に参画（熊本県障害者施策推進審議会及び同審議会に設置した3つの分科会に障がい者団体の代表が委員として参画）
- ・ 障がい当事者や家族から幅広く意見を聴取（障がい者を対象にしたアンケートや障がい者団体との意見交換会を実施）
- ・ 計画期間中の達成状況が明確になるように、数値目標を設定
- ・ 計画に基づく施策の実施状況について、審議会においてPDCAサイクルによる評価を実施

## I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

## II 基本理念

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

◆自らの選択・決定・参画の実現

◆安心して生き生きと生活できる環境づくり

## III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 家族に対する支援
- 障がい特性に配慮した支援

体系化

### 生活を支援する

### 社会参画を進める

### 環境を整備する

### 権利を擁護する

## IV 分野別施策

#### ●地域生活支援

P1～6



- ・ 障がいのある人の地域生活への移行・地域定着に向け、居住の場の確保や障がい福祉サービスの充実を図る
- ・ 新たな対応が必要な障がい（発達障がい、重症心身障がい、強度行動障がい、難病等）の特性に配慮した支援の充実を図る

#### ●保健・医療

P7～8



- ・ ライフステージを通じて身近な地域で支援が受けられる地域療育体制の充実を図る
- ・ 休日・夜間にも対応する精神科救急医療体制の充実を図る

#### ●教育、文化芸術活動・スポーツ

P9～11



- ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図る
- ・ 障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育に向けた取組みを推進する
- ・ 文化芸術活動・スポーツの分野におけるスペシャリストの発掘・育成のため関係団体との連携を強化する

#### ●雇用・就業、経済的自立の支援

P13～15



- ・ 障がいのある人の自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、就業面と生活面を一体的に支援する
- ・ 福祉と農業の連携による就労支援に取り組む
- ・ 国や市町村と連携し、全局的に官公需発注を推進する

#### ●情報アクセシビリティ

P17～18



- ・ 障がい特性に配慮した情報の提供を推進する
- ・ コミュニケーションを支援する人材の養成・確保を図る
- ・ 意思疎通支援を図るための情報通信機器やヘルプカード等の普及を図る

#### ●安心・安全

P19～21



- ・ 障がいの特性や地域の実情等を踏まえた災害時要支援者避難支援計画（個別計画）を市町村が策定するよう支援する
- ・ 災害発生時に備え、障がいのある人に配慮した支援体制を整備する
- ・ 障がいのある人の日常生活を支える外出・移動支援の充実を図る

#### ●生活環境

P23～24



- ・ 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する
- ・ 障がいのある人に配慮した住宅・建築物、道路・都市公園等のUD化を推進する

#### ●差別の解消及び権利擁護の推進

P25～26



- ・ 障害者差別解消法の制定に先駆けて制定した条例に基づく取組みを推進する
- ・ 障がいの特性や、障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める「心のバリアフリー」を推進する
- ・ 障がいのある人の権利を擁護する取組み（虐待防止、成年後見制度の利用促進等）を推進する

障害者総合支援法の制定  
精神保健福祉法の改正

障害者雇用促進法の改正  
障害者優先調達法の制定

災害対策基本法の改正

障害者虐待防止法の制定  
障害者差別解消法の制定  
障害者権利条約の批准

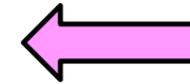


# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

## 1 地域生活支援

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
1(1)①	地域移行・地域定着	<b>◆施設入所者の地域移行支援・地域定着支援</b> ・障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、地域生活を支える障がい福祉サービスの提供体制の整備を図る。 ・障がい福祉サービスについては、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿った計画的な整備を図る。	・[福]福祉施設入所者の地域生活への移行者数 ・[福]福祉施設入所者の削減数
1(1)②		<b>◆精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援</b> ・精神科病院に入院している精神障がい者について、以下のような取組みを通じて、地域生活への移行を推進するとともに、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制を整備する。 (取組みの方向性) ○訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備 ○精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築等 ○地域生活への移行のための受け皿(グループホーム等)の整備 ○保健、医療、福祉の関係機関の連携による相談支援体制の強化及び就業の機会の確保 ○精神障がい者の家族に対する障がいへの理解を図るための講習会や家族会による相談会の開催、家族会活動のリーダー育成	・[福]入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率 ・[福]入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率 ・[福]入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率
1(1)③		<b>◆地域生活支援拠点の整備等</b> ・障がいの重度化や障がい者の高齢化、また親亡き後も見据え、障がい者の地域生活の拠点として、障害者支援施設やグループホーム等における居住支援のための機能(相談、体験の機会、緊急時の受入れなど)の整備を図る。 ・障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、施設等が持つノウハウや、人材、施設・設備などの資源を活用し、地域における様々なニーズに対応する取組みを推進する。	
1(1)④		<b>◆グループホームの整備</b> ・障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助などを通じて、グループホーム(共同生活援助)の整備を図る。	・[福]グループホーム利用定員数



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 精神障がいのある長期入院高齢者で、地域とも隔離されており、家族の引き取り手もなく、生活保護での生活も受けられないような制度の谷間にある方についての地域移行を考える必要がある。(中山委員)</p> <p>■ 精神障がいのある高齢者の地域移行の受け皿として、養護老人ホーム等の高齢者向け住まいが国から示されたので、この点について県の障がい者計画に盛り込む必要があるのではないか。(中山委員)</p> <p>■ 「地域生活拠点」ということでは、施設だけでなく、グループホームも含まれる。入所施設削減の流れの中、県計画での書きぶりは整理が必要。(最上委員)</p> <p>□ 親亡き後が不安。重度の障がい者が入所できるグループホームの整備と世話をする人の養成を進めてほしい。(熊本県重症心身障害児(者)を守る会、熊本県自閉症協会)</p> <p>□ 重度の障がい者には、24時間の支援が必要。その意味でも施設は今後も必要であり、グループホームにおいても24時間対応の整備を進めてほしい。(熊本県知的障害者施設家族会連合会(きずなの会))</p> <p>■ 地域生活拠点整備と基幹相談支援センターについては、24時間対応という視点でも取組みが重なるところもある。整備の進め方について、熊本県としてのモデルを示した方がよいのではないか。(最上委員)</p>

# 1 地域生活支援

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)



番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
1 (2) ①	日常生活	<p>◆訪問系サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の家庭での生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じた、より専門性の高い研修を行うなど、質的充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福]居宅介護(年間利用延べ時間)</li> <li>[福]重度訪問介護(年間利用延べ時間)</li> <li>[福]同行援護(年間利用延べ時間)</li> <li>[福]行動援護(年間利用延べ時間)</li> <li>[福]重度障害者等包括支援(年間利用延べ時間)</li> </ul>
1 (2) ②		<p>◆日中活動系サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等の日中活動系サービスの充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福]ショートステイ(年間利用延べ日数)</li> <li>[福]療養介護(年間利用者数)</li> <li>[福]生活介護(年間利用者数)</li> <li>[福]自立訓練(機能訓練・生活訓練)(年間利用者数)</li> <li>[福]就労移行支援(年間利用者数)</li> <li>[福]就労継続支援(A型・B型)(年間利用者数)</li> <li>[福]就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所数</li> </ul>
1 (2) ③		<p>◆日中一時支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、市町村が実施する「日中一時支援事業」を支援する。</li> </ul>	
1 (2) ④		<p>◆日常生活用具の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよう市町村を支援する。</li> </ul>	
1 (3) ①	相談支援	<p>◆相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に応じた多様な相談支援が行えるよう、以下の取組みを通じて、相談支援体制の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、障害保健福祉圏域単位での相談支援事業者間の情報交換</li> <li>○地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携及び情報共有</li> </ul> </li> <li>地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村の取組みを支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福]計画相談支援(年間利用者数)</li> <li>[福]地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)</li> </ul>

【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヘルパーの養成と適切な支給決定が重要。(相藤座長、最上委員)</li> <li>■ 重度心身障がい・強度行動障がい対応のヘルパーの養成・スキルアップを図ってほしい。研修も検討してほしい。(岩崎委員)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 相談窓口の充実とコーディネート機能の強化が望まれる。(日本ダウン症協会熊本支部)</li> </ul>

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
1 (3) ②		<p>◆相談支援専門員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成する。</li> <li>相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を円滑に作成し、障がい児・者の多様なニーズへの対応や、障がいのある児童の家族に対して適切な相談支援ができるよう、各種研修を通して、専門性の向上を図る。</li> </ul>	
1 (3) ③		<p>◆民生委員・児童委員及び身体・知的障がい者相談員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員及び身体・知的障がい者相談員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して、人材育成及び資質の向上を図る。</li> </ul>	
1 (3) ④		<p>◆当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同じような悩みや経験を持つ当事者や家族による相談活動や、当事者や家族同士が互いに支えあう交流活動を推進し、心のケアの充実を図る。</li> </ul>	
1 (4) ①	サービス提供体制の確保	<p>◆サービスを提供する人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携のもと、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の人材確保を図る。</li> </ul>	
1 (4) ②		<p>◆サービス管理責任者等の養成及び資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業所等に配置が義務づけられているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行うとともに、資質の向上を図る。</li> </ul>	



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 現在行われている取組み(精神障がい者のピアカウンセリング等)に限定せず、また障がいを特定せず、多様性を持った取組みの充実について検討し、計画に盛り込んでほしい。(中山委員)</p> <p>□ 早期発見・早期支援が重要であるにもかかわらず、子どもの障がいを認めたくない親もいる。そういった場合は第三者の介入が必要であり、同じ親の立場で話ができる自助グループによる支援が有効である。(熊本難病・疾病団体協議会)</p> <p>■ ヘルパーの人材不足が深刻。ニーズは広がっているのに人材がいない。スキルを伴っていないこともある。若い世代への啓発も含めて、人材確保について計画に盛り込んでほしい。(相藤座長、中山委員)</p> <p>□ 相談員、ホームヘルパーが不足している。県として何か取り組んでももらえないか。(ヒューマンネットワーク熊本)</p> <p>■ 人材確保ということで、介護職に限定せず、看護師、保育士の人材確保まで含めて計画に盛り込んでほしい。(最上委員、岩崎委員)</p>

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)	【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
1 (4) ③		<p>◆障害支援区分認定調査員等の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分認定が適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等に対して研修を行い、資質の向上を図る。</li> </ul>		
1 (4) ④		<p>◆サービスの質を高める取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの質の確保及び向上を図るため、障がい福祉サービス事業所等に対する指導等を適切に実施する。</li> <li>・ 福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」(※)の普及啓発を図る。</li> <li>・ 県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会などの苦情解決制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所内での苦情処理体制の整備促進を図り、利用者からの苦情が迅速・的確に解決できる体制の充実に取り組む。</li> </ul>		
1 (5) ①	障がい特性に配慮した地域生活支援(発達障がい)	<p>◆発達障がい者支援センター等による総合的な支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内3つの発達障がい者支援センターが連携することで、県下全域において発達障がい児(者)のライフステージに沿った総合的な支援の充実を図る。</li> <li>・ こども総合療育センターや発達障がい者支援センターが、各指定児童発達支援センター等と連携して、発達障がい児やその疑いのある子どもとその保護者、保育士、教員等といった関係者への支援内容の役割を分担することで、必要な時に支援が受けられるよう1次、2次、3次の支援機関の効果的な活用を図る。</li> <li>・ 発達障がい児(者)を支援している人を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関におけるリーダーとなる支援者を養成する。</li> <li>・ 子どもの成長に伴いライフステージごとに主体となる支援者が交代する際に、本人やその家族の意思を尊重したうえで一人一人の障がい特性や支援の履歴等を記載した「サポートファイル」等を活用し、切れ目のない総合的な支援の充実を図る。</li> </ul>	<p>・ 発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数</p>	
1 (5) ②		<p>◆発達障がいについての医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本大学医学部附属病院への委託により神経精神科医局内に発達障がい医療センターを設置し、地域における診療の実践・研究や症例検討会の開催などを行うことで、地域において発達障がいを診療する医師を確保する取組みを進める。</li> <li>・ 併せて、発達障がいを診断・治療できる医師を養成するための研修システムを整備する。</li> </ul>		<p>□ 発達障がいを診断する医師について地域間格差がある。(熊本県自閉症協会)</p>
1 (5) ③		<p>◆発達障がい児(者)への家族への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等によりペアレントメンターとして養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進める。</li> </ul>	<p>・ ペアレントメンター登録者数</p>	



(※)社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。評価結果等は県ホームページで公表している。



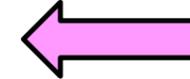
番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
1 (5) ④	障がい特性に配慮した地域生活支援(重症心身障がい)	<p>◆重症心身障がい児(者)への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療依存度の高いNICUからの退院児が、在宅で生活できるように、NICU医療機関の支援コーディネーターと保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行支援及び在宅療養支援の取組みを進める。</li> <li>小児等の在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等の関係機関の医療的ケアの質の向上や医療連携の強化により、重症心身障がい児(者)に対する在宅療養支援体制の充実を図る。</li> </ul>	
1 (5) ⑤		<p>◆重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身に重度、重複の障がいがある在宅の重症心身障がい児(者)に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障がい児(者)が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がい(児)者の預かりが促進されるよう市町村を支援する。</li> <li>医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)を介護している家族のレスパイト・ケアのため、医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の数</li> </ul>
1 (5) ⑥	障がい特性に配慮した地域生活支援(強度行動障がい)	<p>◆強度行動障がい者への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業所の職員に対して強度行動障がいに対する支援方法等の研修を行うことにより、事業所での適切な処遇を図る。</li> </ul>	
1 (5) ⑦	障がい特性に配慮した地域生活支援(高次脳機能障がい)	<p>◆高次脳機能障害支援センターによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障害支援センター(熊本大学医学部附属病院)において、電話や面接により障がい者本人や家族、医療機関等からの相談を受け、支援を行うとともに、市町村職員等に対する研修等を行う。</li> <li>併せて、地域の保健医療福祉関係者の高次脳機能障がいに対する一層の理解促進と、地域のネットワークの強化に取り組む。</li> </ul>	
1 (5) ⑧	障がい特性に配慮した地域生活支援(難病)	<p>◆難病患者に対する障がい福祉サービス等の適切な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス等の適切な提供のために、市町村等を通じて障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行う。</li> <li>病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会及び主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等についての研修を実施する。</li> </ul>	

【参考】 ■審議会・分科会委員意見 □意見交換会における意見
<p>□ 日中一時支援については、医療的ケアが受けられるよう、医療機関併設の事業所で実施してもらえると有難い。(NPO法人あゆみ)</p> <p>□ 各圏域に重症心身障がい児(者)が安心して過ごせる場、特に医療的ケアが受けられる場がほしい。(熊本県重症心身障害児者(者)を守る会)</p> <p>□ 緊急時の短期入所の受け皿が不足している。(熊本県重症心身障害児者(者)を守る会)</p>
<p>□ 日常生活用具給付や補装具について難病患者が対象になったことについて、市町村窓口で徹底されていない。また、難病当事者にも制度が十分に伝わっていない。(熊本難病・疾病団体協議会)</p>

# 1 地域生活支援

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
1 (5) ⑨		<p>◆保健所及び難病相談・支援センター等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各保健所において、難病患者及びその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援の実施や、当事者や家族同士が互いに支え合う体制づくりを進めていく。</li> <li>また、「難病対策地域協議会」(※)により、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図る。</li> <li>難病相談・支援センターにおいて、難病患者及びその家族の悩みや不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動の促進、就労支援、講演会・研修会等を実施する。</li> </ul>	
1 (5) ⑩	障がい特性に配慮した地域生活支援(累犯障がい)	<p>◆地域生活定着支援センターによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう、保護観察所、市町村、福祉事業所等と連携して必要な支援を行い、社会復帰を支援する。また、退所後も、矯正施設退所者を受け入れた施設と連携して、本人の処遇、福祉サービス利用等に関する必要な支援を行う。</li> <li>累犯障がい者等への支援について検討等を行う連絡会議を設置し、地域で支えるネットワークの構築に向け、司法機関、行政機関、労働局、福祉事務所等の関係機関の連携を強化する。</li> </ul>	



(※)「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定する関係機関、難病患者及びその家族等で構成する組織。

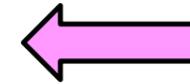
【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 地域生活定着支援センターにおいて、要支援者の社会的自立のプログラムとして何が具体的に求められるかを明確にするためにも、センターと市町村と受入側との連携が必要。(最上委員)</p>

# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

## 2 保健・医療

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
2(1)①	療育	<p>◆地域療育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育関係機関の連携強化を通して、療育体制のより一層の充実を図る。</li> <li>身近な地域で療育が受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の整備及び質の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福]児童発達支援(年間利用者数)</li> <li>[福]医療型児童発達支援(年間利用者数)</li> <li>[福]放課後等デイサービス(年間利用者数)</li> <li>[福]保育所等訪問支援(年間利用者数)</li> </ul>
2(1)②		<p>◆早期発見・早期支援の推進(一次圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の取組みを通じて、乳幼児期における早期発見・早期支援を推進する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の保健師に対する研修等を通じた乳幼児健診の精度向上及び保護者への支援技術の向上</li> <li>○発達が気になる子への支援を行う保育士等に対する研修等を通じた保育士の資質向上</li> </ul> </li> <li>対応が困難なケースについては、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、二次圏域(障害保健福祉圏域)の児童発達支援センターが一次圏域の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる体制を整備する。</li> </ul>	
2(1)③		<p>◆地域療育ネットワークの推進(二次圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各障害保健福祉圏域における療育の中核機関となる児童発達支援センターにおける療育事業の充実に向けた支援を行う。</li> <li>圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図る。</li> </ul>	
2(1)④		<p>◆こども総合療育センターにおける療育支援(三次圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な療育機能を有する「熊本県こども総合療育センター」において、児童発達支援センター等からの要請に応じて、専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援する。</li> </ul>	
2(2)①	保健・医療	<p>◆障がい児(者)の歯科保健医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児(者)が受診可能な歯科医療機関の増加を図るとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数</li> </ul>



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 多機能型(生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を増やす方向で計画に盛り込んでほしい。(岩崎委員)</p>

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
2(2)②	精神保健医療	<p>◆自立支援医療費の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者に対する更生医療費、精神障がい者に対する通院医療費、身体障がい児等に対する育成医療費の給付を通して、障がい者の医療費負担の軽減を図る。</li> </ul>	
2(2)③		<p>◆重度心身障がい児(者)医療費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の心身障がい児(者)の医療費の自己負担分の一部について助成を行っている市町村を支援する。</li> <li>・障がい者への支援の一層の充実を図るために、必要な財源の確保を含めて医療費助成を制度化するよう国への要望を行っていく。</li> </ul>	
2(2)①		<p>◆精神科救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムを運営する。</li> <li>・併せて、休日・夜間に本人や家族等からの電話相談を受け、病状に応じた受診先の振り分け等を行う精神科救急情報センターを運営する。</li> <li>・また、高齢化の進展等により増加傾向にある身体・精神合併症の患者の受入体制の確保を図る。</li> </ul>	
2(3)②		<p>◆精神保健福祉センターの機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題解決を図るため、精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する技術的中核機関として、保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を積極的に行っていく。</li> <li>・「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり当事者及び家族への支援の充実を図る。</li> <li>・「地域自殺予防情報センター」を設置し、自殺対策に関する情報発信、相談支援、人材育成、自死遺族支援等を強化する。</li> </ul>	



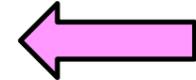
【参考】
<p>■ 審議会・分科会委員意見</p> <p>□ 意見交換会における意見</p>
<p>□ 重度心身障がい児(者)医療費の助成制度の継続を望む。(熊本県腎臓病患者連絡協議会)</p>

# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

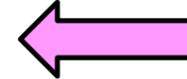
## 3 教育、文化芸術活動・スポーツ

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)	【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
3(1)①	教育(支援体制充実)	<p>◆一人一人の状況に応じた教育支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画を作成する。</li> <li>・ 個別の教育支援計画をもとに、学校と保護者、医療、福祉、労働などの関係機関が支援内容等について情報を共有し、適宜支援の成果について評価・見直しを行うなど、活用を進める。</li> <li>・ 保育所や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校間の連携を深め、学年間・学校間の移行支援の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校において、学校が把握する発達障がいの診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画作成率</li> </ul>	<p>■ 個別教育支援計画については、高等学校での作成率が低いので、これを上げることが大切。(菊池座長)</p> <p>■ 国の障害者政策委員会で教育施策を議論した際、意識したのは、個別教育支援計画を作成するだけではなく、計画を活用すること、計画のモニタリングが重要だという点。このことを県の計画に盛り込んでほしい。(三浦委員)</p> <p>■ 個別教育支援計画については、活用方法・円滑な引継ぎを検討すべき。多くの人との関わりを持ち、計画のモニタリングができればよいと思う。(松永和治委員、宮田委員)</p> <p>□ 個別教育支援計画の内容について学校と家庭で共有し、定期的に検証のうえ必要に応じて見直すシステムが必要。(NPO法人ル・シエルくまもと)</p>
3(1)②		<p>◆キャリア教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア教育(※)を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就労に当たっての移行支援を充実させる。</li> <li>・ 特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援を進めるとともに、障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化する。</li> </ul>		<p>■ 特別支援学校卒業後の職場定着の状況把握・フォローとともに、「教育」から「就労」への切れ目のない支援が重要。(福岡委員)</p> <p>□ 教育、福祉、労働の連携のもと、就学時など早い時期から職業訓練等を行ってほしい。(熊本県自閉症協会)</p> <p>■ 障がいのある児童の就労については、特別支援学校の生徒に限らず、障がいの疑いがある段階など早い段階から取り組むことが重要。(福山代理)</p>
3(1)③		<p>◆特別支援学校のセンター的機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育のセンター的な役割を担う特別支援学校の機能充実及び地域の学校への支援体制を充実させる。</li> </ul>		
3(1)④		<p>◆医療機関との連携(医療的ケアの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に対し、県教育委員会が委託契約を結んだ医療機関から看護師を配置する。</li> <li>・ 人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業(県単独事業)(※)を実施し、安全で安心な学習環境を整備するとともに、保護者の介護負担の軽減を図る。</li> </ul>	<p>(※)「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であり、就労を含め自らの力で生き方を選択できるよう、必要な力を育てる教育的働きかけをいう。</p> <p>(※)保護者と訪問看護ステーションが、必要な医療的ケア(人工呼吸器の管理を含む)を学校において行うことについて契約し、これに基づく看護師の派遣費用に対する経費を県が補助する事業。</p>	



番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
3(1)⑤		<p>◆段階的支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における組織的な支援体制の活性化を図る。</li> <li>支援が困難な事例ほど専門性の高い支援者から支援を受けることができる県独自の段階的な支援体制により、支援の充実を図る。また、支援に当たっては、教育分野と福祉、保健、医療、労働の各分野との連携を図る。</li> </ul>	
3(1)⑥	教育(専門性向上)	<p>◆特別支援教育に携わる教員の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学びの場に応じた研修体制の充実などにより、通常の学級や高等学校を含むすべての教員の専門性の向上を図るとともに、特に児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の指導力の強化を図る。</li> <li>特別支援教育の専門教員の充実や免許状の取得の促進など、人材の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;数値目標検討中&gt;</li> </ul>
3(1)⑦		<p>◆放課後児童クラブへの指導員の配置の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ(※)について、専門的知識等を有する指導員の配置を支援する。</li> <li>平成27年度から放課後児童クラブ指導員を対象に「資格研修制度」が開始される予定であることから、今後更に研修を充実させ、指導員の資質向上を図る。</li> </ul>	
3(1)⑧	教育(インクルーシブ教育)	<p>◆インクルーシブ教育システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どももない子どもも同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、幼児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実を図る。</li> <li>就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意見を尊重しつつ、本人の将来や可能性を総合的に考え決定されるようにする。</li> <li>早期からの教育相談など保護者への教育に関する情報提供の充実を図る。</li> <li>共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心をはぐくむことができるよう交流及び共同学習を推進する。</li> <li>教育現場における障がいの特性等への理解促進を図る。</li> </ul>	



(※)就労等により保護者が屋間家庭にいない小学生に対して、保育所をはじめ学校敷地内の専用施設や余裕教室を利用して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。

【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>□ 特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図ってほしい。(熊本県ろう者福祉協会)</p> <p>■ 教育分野の数値目標が少ないように思う。他県の計画で多く数値目標が設けられている特別支援学校教諭の免許状保有率を数値目標として掲げることはいか。(菊池座長)</p>
<p>■ 障害者権利条約では、(障がいのある子の)「アイデンティティの保持」、つまり「自分に誇りを持って生きる」ということが一般原則。障がいのある自分を受け入れ、誇りを持って生きられる環境づくりが重要。(三浦委員)</p> <p>■ インクルーシブ教育を実現するためには、「選択可能」な状況にしていくことが前提。これにより「適切な就学支援」の仕組みも変わっていく。(菊池座長、三浦委員)</p> <p>■ 就学先の選択においては、親の意思だけではなく、情報提供のうえ本人の希望を聞くことが大切。(松永朗委員)</p> <p>■ インクルーシブ教育の本質を考える必要がある。単に、障がいのある児童を普通学級に入れるというのではなく、相手(周囲の理解)があつてのことという視点を忘れてはならない。(宮田委員)</p> <p>■ 就学前の子どもの親にいかに関係する情報を提供するかについて検討してもらいたい。(菊池座長)</p>

### 3 教育、文化芸術活動・スポーツ

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
3(1)⑨	教育(教育環境整備)	<p>◆県立特別支援学校の教育環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障がいのある生徒の抜本的な受入対策として、有識者等による検討会等の意見を踏まえながら、学校整備に向けた検討を進め、特別支援学校の開校を目指す。</li> </ul>	
3(2)①	文化芸術・スポーツ	<p>◆文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の文化芸術活動を通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「くまもとハートウィーク」の開催(「くまもと障がい者芸術展」やフォーラムなどの啓発イベント等を実施)</li> <li>○「精神障がい者作品展」の開催(精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示)</li> </ul> </li> <li>・ 以下のスポーツイベントを通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「くまもと障がい者スポーツ大会(県大会)」の開催(県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県選手団として派遣)</li> <li>○「地域精神障がい者スポレク大会」の開催</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数</li> </ul>
3(2)②		<p>◆文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間団体と協力・連携し、絵画などの芸術の才能が著しく秀でた障がい児(者)の発掘を行い、高い付加価値に基づく販売、商品開発、著作権の確立など新たな展開を目指していく。</li> <li>・ 「2020年東京パラリンピック」に向けた有力選手の発掘と育成強化を図るため、熊本県障害者スポーツ・文化協会(※)やスポーツ関係団体、各障がい者スポーツ団体、特別支援学校と協力・連携していく。</li> </ul>	



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>□ スポーツに関しては、競技性が高いものと、サークル活動的に参加できるものと、両方の充実が望まれる。(熊本県精神障害者団体連合会)</p>
<p>■ 文化芸術・スポーツにおいては、障がい者への理解を深めるという視点ではなく、障がいのある人とない人は対等な関係であり、可能性を追求するという視点が重要。(三浦委員)</p> <p>□ 2020年東京パラリンピックに向けた競技力向上、選手発掘に期待する。(熊本県身体障害者福祉団体連合会)</p> <p>■ 関係団体との連携については、障がい者団体との枠を超えていく必要があるし、既に協力をいただいていることあるので、文化芸術やスポーツ関係団体との連携について明記していただきたい。(三浦委員)</p>

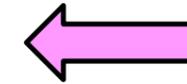
(※)県内に在住する障がい者のスポーツ及び文化の振興を通じて障がい者の積極的な社会参加の促進等を図ることを目的とした団体。



# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援



番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
4(1)①	雇用・就労(雇用促進)	<p>◆法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と連携し、障がい者を雇用しようとする事業所などが、障がい者雇用実績があり、様々な経験を持っている事業所から相談・助言を受けられるよう支援する。</li> <li>国の制度や県の制度など、雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークにおける障がい者の就職件数</li> </ul>
4(1)②		<p>◆総合的な就労支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6カ所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、就業に関する相談、日常生活への助言など、就業面と生活面の一体的な支援を行うとともに、コーディネート機能の強化を図る。</li> <li>相談支援事業所における障がい者の就労面での支援の充実に向けて、相談支援専門員に対する研修や情報提供等により、支援体制の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数</li> </ul>
4(1)③		<p>◆障がい者の雇用拡大・職場定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者就業・生活支援センター」において、センターを利用して就職した者の現状や抱えている問題等の確認や、定期的な職場訪問、本人への面談などを積極的に行うことで、障がい者の職場定着支援を強化する。</li> <li>企業や事業所において、障がい福祉施設からの製品購入、トライアル雇用、正式雇用と段階的に取組みが広がるよう、事業者団体等と連携して取り組む。</li> <li>障がい者を雇用する事業所において、障がいのある人の能力が適正に生かされるよう、障がいの特性についての理解を促進し、障がい者の職場への定着を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率</li> </ul>
4(1)④	雇用・就労(職業能力開発)	<p>◆トライアル雇用等での職業準備訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が作業環境に容易に適応できるように、職場適応訓練事業に取り組む。</li> <li>一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における障がい者委託訓練(※)について、利用推進とともに、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福]一般就労に移行した施設利用者数</li> <li>障がい者委託訓練事業修了者の就職率</li> </ul>
4(1)⑤		<p>◆障がい者に対する職業訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県立高等技術専門学校において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細やかな訓練の実施や、就職先事業所等の新規開拓など、訓練修了生の一般就労に向けた取組みを強化する。</li> <li>地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、事業者や県民の障がい者職業能力の開発・向上の重要性に対する理解を高め、障がい者職業訓練の普及・啓発を行う。</li> </ul>	

(※)民間教育訓練機関を活用して、障がい者の身近な地域において、障がい者の態様に応じた多様な訓練内容で実施する職業訓練。

【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 障がいのある人の就労に関する相談は、実際には相談支援事業所で受けていることが多い。就労相談窓口としての相談支援事業所の存在についても計画で触れる必要があるのではないか。(三浦委員)</p>
<p>■ 職場定着のための仕掛けや具体的な事業展開が必要。(三浦委員、宮田委員、菊池座長)</p> <p>■ 中小企業家同友会のアンケートでも明らかであるが、障がい者の雇用に関心が高い企業は少ない。「事業者団体との連携」について、計画に盛り込んでほしい。(宮田委員)</p> <p>□ 障がい特性についての理解促進など、企業向けの啓発に取り組んでほしい。(熊本県腎臓病患者連絡協議会)</p> <p>□ 臨時的雇用が着実に就労へ結びつくような取組みをお願いしたい。(熊本県手をつなぐ育成会)</p>

4 雇用・就業、経済的自立の支援

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

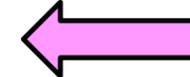


番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)	【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
4 (1) ⑥		<p>◆障がい者の職業能力への理解及び雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者を積極的に雇用した事業所及び優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図る。</li> <li>熊本県障がい者技能競技大会を開催するとともに、障害者技能競技大会アビリンピック全国大会、世界大会への派遣等を通じて、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めるための意識啓発を行う。</li> </ul>		
4 (1) ⑦	雇用・就労(多様な就労支援)	<p>◆福祉と農業の連携による就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州農政局、県(農林水産部・健康福祉部)、県農業公社、農協、障がい福祉施設等、関係者による連携会議において、障がい福祉施設の農業参入や障がい者が農業法人等へ一般就労する際の課題等を整理し、支援方策の検討、農業参入促進のための仕組みづくりを行う。</li> <li>農業法人、民間企業等が障がい者の職場実習を受け入れる際の環境整備に要する経費を補助することで、職場実習の受入先の確保を促進するとともに、障がい者の就業促進を図る。</li> </ul>		<p>■ 「福祉と農業の連携」の項目を新たに盛り込んでいただけることは有難い。福祉と農業の連携となると、6次産業化の傾向が強い。農産加工や農産加工とつながるという方向性を明らかにすると、福祉から農業への参入がしやすくなるのではないかと。(宮田委員)</p>
4 (2) ①	工賃向上	<p>◆工賃水準の向上に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援B型事業所利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、以下のような取組みを実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○県、市町村、国機関等の障がい者優先調達を促進するための展示・商談会等の開催</li> <li>○大型商業施設等での販売会の開催</li> <li>○障がい福祉施設(就労継続支援B型・A型)の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を行うための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援B型の平均工賃月額</li> </ul>	<p>■ B型事業所からA型事業所へ利用者が流れる傾向があるので、工賃向上にしっかり取り組んでほしい。工賃向上・優先調達の課題を踏まえたうえで、具体的な取組みを計画に盛り込んでほしい。(楠委員)</p>
4 (2) ②		<p>◆共同受発注システムの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県全域を網羅する共同受発注推進組織と県内の障がい福祉施設の代表者等との連携会議を定期的実施し、県、市町村、国機関、民間企業等と障がい者福祉施設等の共同受発注の拡大に向けた課題整理と推進方策の検討を行う。</li> <li>八代地域など各圏域で検討が進められている「地域版共同受発注システム」について情報提供等の支援を行う。</li> </ul>		
4 (2) ③		<p>◆障がい者就労施設等からの優先調達推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、優先調達に係る目標を設定するとともに、障がい者福祉施設等が提供可能な物品等について、県庁各所属(本庁各課・出先機関・教育委員会・警察本部等)へ情報提供を行い、物品等の積極的な調達を進める。</li> <li>県の要領に基づく障害者支援施設等との随意契約制度の積極的な活用に取り組む。</li> <li>障がい者を雇用する企業等への優遇措置として、指名競争入札において障害者雇用促進企業(※1)を指名業者に加え、また、随意契約において障害者雇用促進企業又は障害者支援企業(※2)を見積依頼業者に加える制度の活用に取り組む。</li> <li>工賃向上支援の一環として実施する展示・商談会や市町村担当者研修会等の場を活用し、市町村、国機関等へ優先調達に係る情報提供等を行い、全県的な優先調達の推進を図る。</li> </ul>	<p>(※1)本県の入札参加資格及び県内に本店又は支店等を有する中小企業で、熊本県内における障がい者である労働者の数の割合が「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)第43条第2項に規定する障害者雇用率以上である県登録事業者</p> <p>(※2)障害者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った県登録事業者</p>	<p>□ 障がい者施設からの優先調達について、公共団体からだけではなく、企業への広がりがあれば良い。(熊本県精神障害者福祉会)</p> <p>■ 優先調達がうまくいくためには、行政の需要と施設の供給とのマッチングがうまくいくことが大切。(菊池座長)</p>

**4 雇用・就業、経済的自立の支援**

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
4(3)①	所得保障	<p>◆年金制度・各種手当制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行う。</li> <li>・ また、市町村の広報誌への掲載依頼も併せて行う。</li> </ul>	



**【参考】** ■ 審議会・分科会委員意見  
 意見交換会における意見

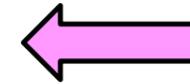


# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

## 5 情報アクセシビリティ

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
5(1)①	情報バリアフリー	<p>◆行政機関による障がい者にとって分かりやすい広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、障がい者に配慮した分かりやすい広報を推進する。</li> <li>県ホームページについては、音声読み上げソフトへの対応、文字の読みやすさ、操作のしやすさなど、障がい者が更に利用しやすい工夫をする。</li> </ul>	
5(1)②		<p>◆障がい特性に応じた情報の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行い、視覚障がい者のコミュニケーションを支援する。</li> <li>熊本県聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作及び貸出を行い、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する。</li> </ul>	
5(2)①	コミュニケーション支援	<p>◆コミュニケーションを支援する人材の養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点訳や朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成を図る。また、手話に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者の養成を図る。</li> <li>要約筆記に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、要約筆記者の養成を図る。</li> <li>盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員の養成を図るほか、技能等の向上を図る研修を実施する。</li> <li>音声機能障がい者に対する発声訓練を行い、発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練・指導者の養成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数</li> <li>手話奉仕員養成研修修了者数</li> <li>要約筆記者養成研修修了者数</li> <li>盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数</li> </ul>
5(2)②		<p>◆意思疎通支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通を図ることに支障がある障がい者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援(市町村地域生活支援事業)が円滑に実施されるよう、コーディネーターの技術力の向上を図りながら、市町村の支援を行う。</li> <li>併せて、専門性の高い分野などへの手話通訳者等の派遣や、都道府県域や市町村域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行う。</li> </ul>	



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 県のホームページ等で、障がいのある人を支援したいという人が容易に情報を得られるような工夫(例:支援者のための情報を集めたコーナーの設置)が必要ではないか。(菊池座長)</p>
<p>■ 「熊本県はコミュニケーション日本一」と計画で宣言することも大事なことだと思う。(三浦委員)</p> <p>■ 障がいのある人の意思を聞き取って行動する、ケアをするということが人権を守る最も基本的な要素で、県の障害者条例の趣旨にも合致する。(三浦委員)</p> <p>■ ノートテイクの養成も必要ではないか。(教育学部の学生に、通常学校で学ぶ発達障がい児のためのノートテイクを要請されることがあることから。)(菊池座長)</p>

5 情報アクセシビリティ

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
5 (2) ③		<p>◆障がい者の情報通信技術等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション支援につながる情報通信機器(スマートフォン、タブレット端末等)やソフトウェア(文書読み上げ、文字拡大、絵文字等)について、操作方法の研修や情報提供等を通じて、普及を図る。</li> <li>・ 人とのコミュニケーションが難しい障がい児(者)が、日常生活や災害時において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なツールについて、当事者等とともに活用に向けた検討を行い、普及を図る。</li> </ul>	
5 (2) ④		<p>◆日常生活用具等の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、市町村が実施する日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)において視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援する。</li> <li>・ 補装具として支給可能な「重度障がい者用意思伝達装置(障がいに応じた特殊な入力装置、スイッチ等)」について情報提供や普及を図る。</li> </ul>	
5 (2) ⑤		<p>◆難聴児補聴器購入助成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が行う身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の補聴器購入助成事業(県単独事業)を支援し、聴覚障がいのある児童のコミュニケーションを支援する。</li> </ul>	



【参考】 ■審議会・分科会委員意見 □意見交換会における意見
<p>■ 聴覚障がい者は、タブレットやスマートフォンなどの画面を通じてコミュニケーションを図ることができることを理解してほしい。(松永朗委員)</p> <p>■ コミュニケーションが苦手な発達障がい児者への支援としても、タブレットなどのIT機器の利用を促すことや、機器の利用方法を教える支援者が必要。(菊池座長)</p> <p>■ スマートフォン等は災害時の情報ツールとしての活用も期待できる。(松永朗委員)</p> <p>■ コミュニケーションのツールである「ヘルプカード」は汎用性もあるので、市町村窓口での利用をはじめ、コンビニエンスストアや民間企業等への普及も考える必要がある。(松永和治委員、菊池座長)</p> <p>□ コミュニケーションボードやヘルプカードの周知啓発をお願いしたい。(熊本県手をつなぐ育成会)</p>
<p>■ ALSや盲ろう者など、対象者が限られている障がいのある方へのコミュニケーション支援も重要。(三浦委員)</p>

# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

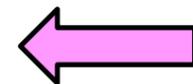
## 6 安心・安全

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
6(1)①	災害対策	<p>◆避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の安全を確保するため、市町村が行う避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)の策定を支援する。</li> <li>特に、障がい者の避難を円滑に進めるために、個別計画に沿った障がい者本人が参加する避難訓練を通じて、障がいの特性を踏まえた情報伝達や避難誘導の支援方法等を検証し、計画の改善が図られるよう市町村に働きかける。</li> </ul>	<p>&lt;数値目標検討中&gt;</p>
6(1)②		<p>◆災害時の適切な避難支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりに向け、必要な体制整備について市町村と協議のうえ依頼を行う。</li> <li>災害発生時に、状況に応じて熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)(※1)や熊本DPAT(※2)を被災地へ派遣し、支援を行う。</li> <li>発災後速やかに熊本DCATを派遣し、避難所等において要援護者を支援することができるよう、派遣を想定した研修を実施するとともに、リーダーを養成する。</li> <li>避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用仮設トイレや被災した障がい者の生活に必要な物資の確保などの対応が図られるよう市町村へ働きかける。</li> </ul>	<p>(※1)災害発生時に避難所等で要援護者に対して必要な福祉介護サービスを行う福祉等専門職によるチーム</p> <p>(※2)災害発生後に被災者及び支援者に対して主に心のケアを行う専門的な精神医療チーム</p>
6(1)③		<p>◆入所施設等の耐震化・防火対策等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災や地震発生時に自力で避難することが困難な障がい者が多く入所する施設に対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、入所施設等の耐震化・防火対策等を促進する。</li> <li>入所施設等における災害時の避難マニュアル整備や、マニュアルに基づく避難訓練等の実施など、災害時の避難体制整備を促進する。</li> </ul>	
6(2)①	外出・移動支援	<p>◆移動支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う移動支援事業(地域生活支援事業)を通して、外出、余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。</li> </ul>	<p>移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数</p>

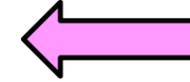


【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
<p>■ 個別計画の内容の充実・実効性の確保が重要。(石橋座長)</p> <p>■ 市町村の個別計画の策定期限を目標として設定してほしい。(新城委員)</p> <p>■ 法律で定めのない策定期限の目標設定は困難と思うが、県社協が取り組んでいる「命のバトン」のような取組みが全市町村へ広がればよいのではないかと。災害時に障がい者が支援者を安心して受け入れられるような常時の関係づくり、取組みが重要。併せて、要支援者の安心のためには避難訓練が重要。(廣田委員)</p> <p>□ 道路や都市公園など数字上ではバリアフリーが進んだといっても、災害時に本当にそこまで行けるのか、そこが避難場所になり得るかの検証が重要。(熊本県身体障害者福祉団体連合会)</p> <p>■ 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)の策定市町村数(全市町村)を数値目標にすることを考えてほしい。(石橋座長)</p>
<p>□ 避難所での掲示板情報は、視覚障がい者には内容が伝わらない。配慮が必要。(熊本県視覚障がい者福祉協会・団体)</p> <p>□ 避難所にオストメイト対応トイレを整備してほしい。(日本オストミー協会熊本支部)</p> <p>■ 賛否両論あるが、災害発生時の混乱時に、外見から障がい者と分からない者を判別するためのマーク(パッチ)やゼッケン等があると良いと思う。(松永朗委員)</p>
<p>■ 災害時の避難マニュアルや、マニュアルに基づく避難訓練等が重要。(津田委員)</p>

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)		【参考】 ■審議会・分科会委員意見 □意見交換会における意見
6(2)②		<p>◆身体障害者補助犬の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成団体に対し、育成に要する経費を助成するほか、障がい者に対して、身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、補助犬制度の周知・普及を図る。</li> </ul>			
6(2)③		<p>◆ハートフルサポーターの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の宿泊・観光事業者・サービス事業者・交通事業者等の従業員向けに、障がい特性や対応方法等についての研修を実施する。</li> </ul>		(※)「ハートフルサポーター」:障がいのある人等と接する機会の多い事業者のおもてなしの向上を図るため、県が行う障がい特性や対応方法等についての実践的な研修を受講された人。受講修了者には、サポーターバッジと修了証を交付。	
6(2)④		<p>◆ハートフルパス制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハートフルパス制度(障がい者用駐車場利用証制度)の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるとともに、ハートフルパスを必要とする人が駐車できるよう、ハートフルパス制度の協力施設数をさらに増やす。</li> <li>また、障がい者用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハートフルパス制度の協力施設数</li> </ul>		<p>□ ハートフルパス制度について、協力施設自体が趣旨を十分に理解していないケースがある。また、協力施設数は増えてはいるものの、駐車場の絶対数が不足している。(全国脊髄損傷者連合会熊本県支部)</p>
6(2)⑤		<p>◆おでかけ安心トイレの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付きトイレのいずれかを有する施設で、一定の基準を満たし利用者以外にも開放している施設の情報を収集し、ホームページやスマートフォン等で広く提供することにより、誰もが外出しやすいまちづくりを進める。</li> </ul>			<p>□ 観光地のトイレ等のユニバーサルデザインやバリアフリーの情報を知りたい。(NPO法人熊本すずらん会)</p>
6(3)①	防犯	<p>◆障がい者への安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小地域ネットワーク活動(※1)や日常生活自立支援事業(※2)のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問などの取組みや、市町村のネットワークの取組みを更に推進する。</li> </ul>		<p>(※1)小学校区等の小地域を単位として、支援が必要な住民一人一人を対象に、住民と保健・医療・福祉の関係者が行う見守り・援助活動</p> <p>(※2)判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理サービスを行うもの</p>	<p>□ 独居障がい者への支援として、今後も地域における見守り活動を継続してほしい。(熊本県手をつなぐ育成会)</p> <p>□ 地域移行が進むのに伴い、地域住民の理解・協力に加え、警察、消防(救急)といった専門の支援も望まれる。(熊本県自閉症協会)</p>
6(3)②		<p>◆障がいの特性に応じた110番通報の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファクシミリやEメールによる110番通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行う。</li> </ul>			



番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
6(3)③		<p>◆犯罪や防犯に関連する情報の提供による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見を図る。</li> </ul>	
6(4)①	障がい者の消費者トラブル防止	<p>◆地域での見守りネットワーク構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の消費者被害の未然防止及び早期救済を図るため、市町村における障がい者等の生活弱者の消費者トラブルを地域住民及び関係団体との連携により見守るネットワーク体制の構築を支援する。</li> </ul>	
6(4)②		<p>◆障がい者に対する消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するとともに、障がいなど消費者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させる。</li> </ul>	
6(5)①		<p>◆「地域の縁がわ」の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進める。</li> </ul>	・地域の縁がわ か所数
6(5)②		<p>◆地域ふれあいホームの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の誰もが気軽に集う地域の拠点である「地域の縁がわ」に、介護や子育て支援、障がい者等の「日中支援機能」と、障がい福祉サービス等の制度以外の「宿泊機能」を有する「地域ふれあいホーム」の普及を進める。</li> </ul>	



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見

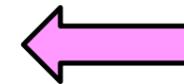


# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

## 7 生活環境

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
7(1)①	住宅・建築物	<b>◆県有建築物の整備</b> ・ 県有施設について、障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを考慮した改修を引き続き推進する。	
7(1)②		<b>◆民間建築物整備に対する支援</b> ・ 誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援する。	
7(1)③		<b>◆広報活動及び研修会等による啓発</b> ・ やさしいまちづくり条例やバリアフリー法に基づき、建築物・まちづくりのユニバーサルデザインの普及啓発を図る。 ・ この普及啓発を通じて、事前協議の対象となる建築物について計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけるとともに、整備基準適合建築物を増加させる。	・ 事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合 ・ 事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数
7(1)④		<b>◆公的賃貸住宅の整備</b> ・ 障がい者世帯など誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進する。	・ 県営住宅におけるUD対応住宅の割合
7(1)⑤		<b>◆住宅改造に対する支援</b> ・ 市町村が行う重度の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)を対象にした住宅改造助成事業(県単独事業)を支援し、身体及び知的障がい児(者)の在宅生活継続のための住環境の整備を図る。	



【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
■ 施設の建て直しの際には、障がいのある人へ事前に意見を聴くことが重要。(石橋座長)
■ 補助制度の利用が伸びないようであれば、もう少し利用しやすい工夫も必要ではないか。(石橋座長)
□ 公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化を進めてほしい。(ヒューマンネットワーク熊本)

7 生活環境

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

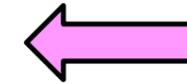
番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)		【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
7 (1) ⑥		<p>◆障がい者の居住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う地域生活支援事業における相談支援事業の一つである住宅入居等支援事業(居住サポート事業)(※1)について、事業の拡充が図られるよう市町村に対する支援を行う。</li> <li>熊本県居住支援協議会(※2)等を活用し、住宅入居等支援事業や「熊本県あんしん賃貸支援事業」(※3)を周知し、賃貸住宅の貸主等の障がい者に対する理解促進を図る。</li> </ul>		<p>(※1) 賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼や家主等との入居契約手続き支援を行うもの。</p> <p>(※2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置。県、福祉関係団体、不動産関係者団体等で構成。</p> <p>(※3) 障がい者世帯等の入居を受け入れる賃貸住宅や、障がい者世帯の入居を支援する宅建業者をインターネットで情報提供する取り組み。</p>	
7 (2) ①	道路・都市公園	<p>◆歩道等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障がい者の自立、社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく道づくりを行い、安全・安心な公共空間の創造を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が管理する道路のうち、歩道整備計画における歩道のバリアフリー整備延長割合</li> </ul>		<p>■ 歩道において、視覚障がい者と自転車との接触事故が多くて危険を感じる。歩道と自転車道の分離について計画で触れられないか。(新城委員、廣田委員)</p>
7 (2) ②		<p>◆都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者に配慮した園路やトイレの整備等を推進する。</li> </ul>			
7 (3) ①	旅客施設・公共交通機関	<p>◆旅客施設及び公共車両等のユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通じ、旅客施設及び公共車両等のユニバーサルデザイン化を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合バスのうちノンステップバスの割合</li> </ul>		<p>□ ノンステップバスの数を増やしてもらいたい。(ヒューマンネットワーク熊本)</p>



# 第5期熊本県障がい者計画 分野別施策(案)

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)



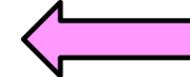
番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)	【参考】 ■ 審議会・分科会委員意見 □ 意見交換会における意見
8(1)①	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	<p>◆「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月から全面施行している条例の県民の認知度を高めるとともに、条例で定める不利益取扱いの禁止や合理的配慮についての県民の関心と理解を深めるため、障害者差別解消法と併せて広く周知を図る。</li> <li>地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携による事案解決体制の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度</li> </ul>	<p>□ 条例の認知度が県民の3分の1程度というのはいくつかではないか。(ヒューマンネットワーク熊本)</p> <p>■ 条例の内容を知ってもらうことが大切。そのための具体的な取組みを盛り込んでほしい。(竹田代理)</p>
8(1)②		<p>◆障がい特性についての理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの特性や多様性、障がいに応じた適切な配慮についての啓発を更に進め、県民の心のバリアフリーを推進する。</li> </ul>		<p>■ 熊本県は条例の制定など他県に先行して取り組んできたが、その先の展開が見えない。他県の例も参考にして、いい取組みは取り入れつつ、熊本県ならではの目指すものがほしい。「障がいを知ってもらう」という方向性やキーワードを検討し、計画に盛り込むべきではないか。(竹田委員)</p> <p>■ 障がい者の生活のしづらさを解消するための「心のバリアフリー」(ソフト面のバリアフリー)が重要。(廣田委員)</p> <p>□ 思考が柔軟な年齢の子どもたちに対する障がいへの理解促進のための啓発に力を入れてほしい。(高次脳機能障害『ぶらむ』熊本)</p>
8(1)③		<p>◆行政機関における合理的配慮の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応できるよう、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく職員対応要領を定める。また、市町村においても職員対応要領が定められるよう市町村に働きかける。</li> <li>職員の障がい者に関する理解や適切な対応を促進するため、職員を対象とする研修を実施し、障がい者への配慮の徹底を図る。</li> </ul>		<p>■ 行政における合理的配慮は義務で当たり前であることから、民間事業者に対しての啓発について計画に盛り込んでほしい。(竹田代理)</p>
8(2)①	虐待防止	<p>◆障がい者虐待防止対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者虐待防止法を広く周知し、障がい者虐待の早期発見・早期対応を図る。</li> <li>熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センターや関係機関との連携(※)のもと、障がい者虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速な対応ができるよう体制整備に取り組む。</li> <li>障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止につなげる。</li> </ul>		<p>■ 経済的虐待として、就労継続支援A型における最賃違反等の事例が県内でも発生している。雇用・就業は障がいのある人が自立した生活を送るうえでも非常に重要なことなので、このことについて計画の中で触れる必要があるのではないか。(三浦委員)</p>
8(3)①	成年後見制度等	<p>◆成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の権利を擁護し、障がいのある人が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度の周知啓発・利用促進を図る。</li> <li>市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」の取組みを支援する。</li> <li>後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組む市町村を支援する。</li> </ul>		<p>■ 成年後見と日常生活自立支援の両者がしっかり取り組まれないと、障がい者の地域生活が成り立たない。(廣田委員)</p>

(※)「熊本県障害者虐待防止連絡会議」:平成24年7月に設置。法曹関係、障がい者施設、障がい当事者団体、労働局、警察、その他行政機関により構成。

**8 差別の解消及び権利擁護の推進**

※[福]は第4期熊本県障がい福祉計画掲載項目(案)

番号	中項目	分野別施策(案)	数値目標(案)
8(3)②		<p>◆日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域において日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)(※)への理解が深まり、多くの対象者が利用できるように、県民への広報啓発を行う。</li> </ul>	



【参考】
<p>■審議会・分科会委員意見 □意見交換会における意見</p>

(※)判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理サービスを行うもの